在宅生活を支えるために

「住環境を整える介護保険サービス」

今回からシリーズで介護保険サービスについてお知らせします。

vol.1 福祉用具の利用について

■福祉用具の目的

電動ベッドや車いすなどの福祉用具は、要介護者などの状態の軽減や悪化を防ぎ、利用者が自宅で自立した生活を送ることを助けるとともに、活動の範囲を広げることや介護者の身体的な負担を減らすことを目的としています。

介護保険サービスでの福祉用具の利用は、利用者に状態の変化があった場合、その状態に合ったものに借り換えることができるよう「レンタル（貸与）」を基本としています。

■介護保険サービスで利用できる福祉用具の種目

介護保険でレンタルできる福祉用具は、その基準に合ったものに限られます。利用者は、費用の１～３割（所得に応じて変動）の自己負担で借りることができます。

種　　目	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
①手すり（工事を必要としないもの）	○	○	○
②スロープ（工事を必要としないもの）	○	○	○
③歩行器	○	○	○
④歩行補助つえ（松葉づえなど）	○	○	○
⑤車いす	△（※）	○	○
⑥車いす付属品（クッションなど）	△（※）	○	○
⑦特殊寝台（電動ベッド）	△（※）	○	○
⑧特殊寝台付属品（マットレスなど）	△（※）	○	○
⑨床ずれ防止用具	△（※）	○	○
⑩体位交換器（起き上がり補助装置を含む）	△（※）	○	○
⑪認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む）	△（※）	○	○
⑫移動用リフト（立ち上がり座いすを含む）	△（※）	○	○
⑬自動排せつ処理装置	△（※） 尿のみを自動的に吸引できるもののみ○		○

△（※）介護度の軽い要支援1・2および要介護1の方の電動ベッドや車いすの利用は、一般的には必要性が低く使用が想定しにくいことから、原則、介護保険サービスでの利用は認められていません。
ただし、日常的に寝返りや起き上がり、歩行が困難であったり、病気などにより医師から福祉用具が必要との意見があるなど、利用者の状態により一定の条件を満たすときは、例外的に認められる場合があります。

■介護保険サービスで福祉用具を利用するまでの流れ

1 市に介護保険の申請を行い、要介護認定を受けることが必要です。

＊「事業対象者」として、通所サービス・訪問サービスのみ利用している方は、介護保険サービスでの福祉用具の利用はできません。希望する場合は、要介護認定が必要です。

2 要介護度が決まったら、介護支援専門員（ケアマネジャー）にケアプランの作成を依頼します。ケアプランのなかで、**「福祉用具のレンタル」が必要と判断されると、介護保険サービスとして利用ができます。**

3 ケアマネジャーは、利用者や家族の希望を確認しながら、福祉用具貸与事業所に配置されている「福祉用具専門相談員」(※) の助言を受けて、福祉用具を選定します。

（※）福祉用具専門相談員は、福祉用具の選び方や使用方法のアドバイスを行う福祉用具の専門家です。福祉用具によっては設置に立ち会い、使い方を教えてくれます。

4 福祉用具の貸与中は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員が定期的に訪問し、用具のメンテナンスや身体状態に合っているかの確認を行います。

「介護用ベッドを使うことでひとりで起きられるようになった」「車いすを使うことで外出する機会が増えた」など、福祉用具を上手に使うことで、自分でできることが増え、自立した生活を実現することができます。

一方で、不適切な機器（用具）を使用すると逆に身体機能が低下する場合があります。自らの判断で安易に使用せず、ケアマネジャーなどに相談しましょう。

問い合わせ

高齢者福祉課介護保険係　☎ 0824-73-1167